

船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例

船橋市ポイ捨て防止条例(平成10年船橋市条例第23号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、路上喫煙、ポイ捨て及びごみの散乱の防止に関して、市、事業者及び市民等の責務を明らかにするとともに、路上喫煙、ポイ捨て等防止重点区域(以下「重点区域」という。)における禁止行為その他の必要な事項を定めることにより、もって清潔、安全及び快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き缶等 飲料を収納し、又は収納していた缶、瓶、ペットボトルその他の容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する物で、投棄されることによってごみの散乱の原因となるものをいう。

(2) 路上喫煙 規則で定める道路上において、たばこを吸うこと及び火の付いたたばこを持つことをいう。

(3) ポイ捨て 空き缶等をみだりに捨てることをいう。

(4) ごみの散乱 空き缶等がみだりに捨てられること及び散らかることによって生活環境の悪化をもたらしている状態又はそのおそれのある状態をいう。

(5) 事業者 事業活動を行うすべての者をいう。

(6) 市民等 市内に居住し、勤務し、若しくは通学し、又は本市に滞在し、若しくは市内を通過する者をいう。

(7) 公共の場所 規則で定める道路、公園、河川、広場その他公共の用に供する場所をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、路上喫煙、ポイ捨て及びごみの散乱の防止に向けて総合的に施策を実施するものとする。

2 市は、路上喫煙、ポイ捨て及びごみの散乱の防止について、事業者及び市民等に対して意識の啓発を図るとともに、市民等による自主的な活動及び協力を求めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業活動を行うに当たり、自己の施設及び事業活動を行う場所並びにその周辺を清掃し、清潔を保持しなければならない。

2 ごみの散乱の原因となるおそれのある物の製造、加工、販売、配布等を行う事業者は、路上喫煙、ポイ捨て及びごみの散乱の防止について、消費者に対する意識の啓発その他の必要な措置を講じなければならない。

3 自動販売機の設置又は管理を行う事業者は、空き缶等の回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

4 事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、公共の場所において、喫煙をしないよう努めなければならない。

2 市民等は、屋外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は適切な回収容器、吸い殻入れ等に収納しなければならない。

3 市内に居住する者は、その居住する地域において、路上喫煙、ポイ捨て及びごみの散乱の防止について、連帯して意識の醸成を図るとともに、清掃活動の充実等に努めなければならない。

4 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地、建物又は工作物を所有し、占有し、又は管理する者(以下「土地所有者等」という。)は、ポイ捨てが行われないようにするため、必要な措置を講じなければならない。

2 土地所有者等は、ごみの散乱によって、自己の土地、建物又は工作物及びその周辺地域が清潔、安全及び快適な生活環境を損なう状況にあるときは、自らの責任において処理しなければならない。

3 土地所有者等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(重点区域の指定)

第7条 市長は、路上喫煙、ポイ捨て及びごみの散乱を防止し、清潔、安全及び快適な生活環境を確保することが特に必要であると認められる公共の場所を重点区域として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、時間帯を限って行うことができる。

3 市長は、必要があると認めるときは、重点区域を変更し、又は重点区域の指定を取り消すことができる。

4 市長は、重点区域の指定、変更又は取消しをしようとするときは、当該重点区域内の居住者及び事業者の意見を聴くとともに、当該重点区域を管轄する警察署と協議するものとする。

5 市長は、第1項の規定による指定又は第3項の規定による変更若しくは取消しをしたときは、規則で定めるところによりその区域を告示するものとする。

(路上喫煙の禁止)

第8条 何人も、重点区域内において、路上喫煙をしてはならない。ただし、市長が指定した場所にあつては、この限りでない。

(令3条例13・一部改正)

(ポイ捨ての禁止)

第9条 何人も、重点区域内において、ポイ捨てをしてはならない。

(勧告)

第10条 市長は、第4条第1項から第3項まで、第5条第1項(重点区域内の道路を除く公共の場所に限る。)及び第2項並びに第6条第1項の規定のいずれかに違反することにより、生活環境を著しく害していると認められる者に対し、口頭又は書面により必要な勧告をするものとする。

(令3条例13・一部改正)

(措置命令)

第11条 市長は、第4条第1項から第3項まで、第5条第2項及び第6条第1項の規定のいずれかに違反している者で前条の勧告に従わないものに対し、期間を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(公表)

第12条 市長は、第4条第1項から第3項までの規定のいずれかに違反した者が前条の命令に従わないときは、当該違反をしている者に意見を述べる機会を与えた上で、その事実を公表することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、2万円以下の過料を科する。

(1) 第8条の規定に違反した者

(2) 第9条の規定に違反した者

2 市長は、前項の規定に基づき過料を科するための手続その他の行為を市長の指定する職員に行わせることができる。

(令3条例13・一部改正)

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。ただし、第14条の規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月29日条例第13号)

この条例中第8条の改正規定は公布の日から、第10条及び第14条の改正規定は令和3年7月1日から施行する。